

【別表1】対象施設

休業等の対象となる施設一覧

1. 休業要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請)

カテゴリー		対象	備考
遊興施設	接待を伴う飲食店 (風営法第2条第1項第1号に規定するもの(同法第3条第1項の許可を受けているものに限る。))	キャバレー	左記以外の店は、下表の「営業時間短縮の協力要請」の対象
		ナイトクラブ	
		ダンスホール	
		スナック	
		バー	
		ダーツバー	
		パブ	
	施設内で大声を発する など、飛沫感染の恐れ が高い施設	カラオケボックス	※カラオケ喫茶は、下表の「営業時間短縮の協力要請」の対象
		ライブハウス	

2. 営業時間短縮の協力要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない協力依頼)

カテゴリー		対象	備考
料理店、居酒屋などの飲食店	飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ(上表1に掲げる接待を伴う飲食店以外の店)	<ul style="list-style-type: none"> ・午後8時から翌午前5時までの間の休業、午後7時以降の酒類の提供の休止を要請 ・営業時間内は、適切な感染防止対策の協力を要請 ※宅配・テイクアウトは協力要請の対象外
	料理店		
	喫茶店(カラオケ喫茶を含む)		
	居酒屋		
旅館、ホテル	ホテル(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)	旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)	
	旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)		